

# その建物(テナント)は大丈夫？

## 知らない間に**消防法違反**に！？

こんな時は、**必ず消防署へ事前相談**を！

【例1】建物を**増築**または**改築**する場合

小規模だから大丈夫でしょ・・・

知り合いの工務店に頼んで・・・



【例2】隣接する建物間を**接続**する場合

廊下があれば、雨でも濡れないし、便利だから・・・



【例3】新たなテナント入居に伴う**用途変更**

オーナーも不動産屋も何も言ってなかったし・・・

そんな大きな面積ではないし・・・



消防署への事前相談や届出なく建物の使用を開始した場合、**消防法違反**に気づかず**大切な従業員**や**お客さん**を**危険な建物へ招き入れる**ことになります！

# 消防法違反を改善する方法

- ① 必要となる消防用設備等を設置する。
- ② 増築等をした部分を撤去する。  
または、新たなテナントの退去。

## 消防法に違反した場合

### 1. 建物情報の公表

消防局ホームページに建物の情報を掲載し、利用者に危険を知らせる場合があります。

### 2. 行政処分の対象

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

「知らなかった」では、**済まされない!**



建物の増改築・テナントの変更をお考えの方は  
QRコードを読み取ってアクセス!

建物を利用する方々の「安心・安全」のために



## 東大阪市消防局



予防広報課	稲葉 1-1-9	TEL 072-966-9662
東消防署	鳥居町 3-3	TEL 072-983-0119
中消防署	稲葉 1-1-9	TEL 072-966-0119
西消防署	御厨栄町 3-1-4 1	TEL 06-6788-0119